

答申第28号
平成13年9月5日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会
会長 真砂 泰 輔

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年3月28日付け諮問第3号にて諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成12年10月16日付け住民監査請求に係る申出書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成12年10月16日付け住民監査請求に係る申出書」を部分公開とした決定において非公開とした情報は、公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成12年10月16日付け住民監査請求に係る主任手当受給教諭から提出された主任手当を返還する旨の申出書(以下、「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成13年1月19日付けで行った部分公開の決定(以下、「本件処分」という。)のうち、非公開とした部分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた異議申立ての理由は、次のように要約される。

異議申立人外1名は、川西市立川西中学校及び明峰中学校における教育業務連絡調整手当(以下、「主任手当」という。)の支給に関して本県監査委員に対して平成12年10月16日付けで住民監査請求を行った。ところが、当該監査請求は、監査の執行中に、主任手当受給教諭が本件公文書を実施機関に提出し、主任手当を返還したことから、県には財産的損失は生じておらず、返還の時点をもって請求の利益を喪失したものであるとの理由で却下された。

そこで、異議申立人は、教諭らの返還理由を知ろうとして本件公文書の公開を請求したものである。しかし、実施機関は、本件公文書の公開に当たって、教諭の氏名等個人を識別することができる情報を情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下、「条例」という。)第6条第1号に該当するとして非公開とした。教諭の給与は、条例や規則等の規定により支給されているのであり、給与の返還は、不当な給与の支払いがなされた場合に行われるものである。よって、主任手当を返還した理由を説明した本件公文書は全部公開とされるべきであって、プライバシー保護とは関係ない。したがって、教諭の氏名等の情報をプライバシー保護を理由に非公開とした本件処分は不当である。

また、実施機関は、当該教諭の氏名等を公開しないことにより、主任手当の不正受給をカムフラージュ、正当化しているように思う。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のように要約される。

1 主任手当の支給等について

主任手当は、教務主任等の職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに、その業務に従事した日1日につき、支給される特殊勤務手当である（公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第19号）第3条の3）。主任手当を特殊勤務手当に位置付けているのは、連絡調整業務がその職の通常の業務と異なり、精神的・肉体的にも困難を有する側面があることに着目して、その業務に就くことの対価として、給与とは別に「手当」として支給しようとするためである。上記住民監査請求は、川西市立川西中学校及び明峰中学校の教諭において主任手当が該当者以外の者に支給されているとして、その損害を補てんするための必要な措置を求めてなされたものである。

実施機関としては、川西市教育委員会から該当教諭6名はその職務を適切に執行している旨の報告を受けており、上記住民監査請求の対象となった主任手当については、適正に支給されていると認識している。手当の返還については、本来的には必要ないものと考えているが、本件公文書にあるように上記住民監査請求に対しては、返還という形でしか、その気持ちを意思表示できないという教諭本人の強い意思が認められたため、教諭本人の意思を尊重し、承諾したものである。

2 条例第6条第1号該当について

本件公文書には、「いわれなき（監査）」、「非常にくやしい出来事」、「不当とも思える調査」、「許せない思い」、「抗議の意味」、「非常に悲しかったと同時にくやしく思いました」等の教諭の返還の動機となった極めて赤裸々な個人の心情にわたる文言が記載されており、このような記述は、条例第6条第1号に規定する「通常他人に知られたくないと認められる」情報であると考えられる。

しかし、返還を申し出た教諭6名の氏名は、監査委員に対する公開請求により公になっていること、異議申立人は、本件公文書の公開請求時に口頭で、各教諭が返還を申し出た理由について公開を求める趣旨であることを述べており、上記返還の動機となった個人の心情にわたる文言を非公開とする公開方法では、申出書の公開としては、有意な情報を公開したことにはならないこと、異例な事務取扱いである返還の申出を承諾するに至った経緯について、県民に説明する責任を果たすという観点をも考慮する必要があることから、実施機関としては、申出を行った教諭の氏名等特定の個人を識別することができる情報を非公開とし、個人が特定されないということを前提として、個人の返還の動機・監査に対する心情までも公開することとしたものである。

また、本件処分により県民の「知る権利」を著しく侵害されたとは到底考えられず、県民の県教育行政に対する理解と信頼を損なうこととなるものと考えられない。かえって、個人を特定した上で教諭個人の内心まで公開することは、内心の自由が保障されず、県政に対する意見表明も許さない状況を生み、公務員の公務能率の低下も懸念される。

第4 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成12年10月16日付けで提起された住民監査請求において、その請求対象となった川西市内の中学校に勤務する主任手当を受給している教諭6名から個別に実施機関に提出された主任手当返還の申出書計6件である。そこには、申出者の氏名、勤務先学校名、担当学年、主任名、職務内容及び主任手当の受給額（月別及び合計）の外、主任手当のいわゆる「返還」の動機及び監査に対する心情（以下、「本件心情部分」という。）が記録されていることが認められる。

実施機関は、本件公文書のうち、上記 から までの情報（以下、「本件個人識別情報」という。）を公開しない旨の決定を行い、公開しない理由として、「条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人知られたいと認められるものが記録されているため」としている。

2 実施機関の考え方について

非公開理由説明書及び口頭による意見陳述によると、実施機関としては、本件公文書のうち、本件心情部分が条例第6条第1号に規定する「通常他人に知られたいと認められる」情報に該当すると判断しながらも、異議申立人の公開請求の趣旨を考慮して、条例第6条第1号に抵触することを避けるため、「特定の個人を識別」できないようにした上で、本件心情部分を公開している。

しかし、公開・非公開の判断は、飽くまでも条例の目的に即して行われるべきであって、特定の請求者の意図によって、公開又は非公開の部分に関する判断が左右されてはならないものと思料する。

3 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

なお、本号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を直接識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含むものである。

4 本件心情部分について

本件公文書には、実施機関の主張するように「非常にくやしい出来事」、「非常に悲しかったと同時にくやしく思いました」等本件公文書の作成者である教諭自らの心情を述べている部分も見受けられる。

しかし、本件公文書の内容を全体として見ると、自分は主任にふさわしい仕事をしているので主任手当受給に問題はないという主張に加えて、本件住民監査請求を受けて監査委員が監査を執行したという経過や現地調査を担当した川西市教育委員会事務局職員の姿勢に対する評価に関する記述が中心となっており、これらの表現との関係において教諭個人の心情が述べられているに過ぎない。言い換えると、本件公文書の趣旨は、公的な住民監査請求を受けた結果、主任手当のいわゆる「返還」に至った経過や事実を述べたものであり、教諭個人の思想・信条を表現したものではない。

さらに、本件公文書6件を比較してみると、心情を述べている部分の表現は定型的であり大同小異であって、その内容はいずれも上記のとおり監査への評価等に過ぎず、本件公文書を提出するに至った個々の教諭独自の心情の背景まで明らかにしたものでもない。

以上のことを総合的に判断すると、本件心情部分は、プライバシー情報として保護に値するとまではいうことができず、通常他人に知られたくないものに該当するものとは認められないと解される。

5 本件非公開部分について

実施機関は、本件個人識別情報を非公開としている。確かに、本件個人識別情報を公開すると、本件心情部分がどの教諭によって述べられたものであるかが明らかになる。しかし、上記4のとおり本件心情部分はそもそもプライバシー情報には該当しないのであるから、その心情を抱いた教諭個人の氏名が特定されたとしても特段支障はないものとする。

したがって、本件個人識別情報を非公開とする理由はないと判断する。

6 以上から「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

| 年 月 日 | 経 過 |
|---------------------------|---|
| 13 . 3 . 28 | ・ 諮問書の受領 |
| 13 . 4 . 17 | ・ 実施機関からの非公開理由説明書の受領 |
| 13 . 4 . 23 | ・ 異議申立人からの意見書の受領 |
| 13 . 5 . 25 (第122回審査会) | ・ 審議 |
| 13 . 6 . 27 (第123回審査会) | ・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議 |
| 13 . 7 . 24 (第124回審査会) | ・ 審議 |
| 13 . 8 . 24 (第125回審査会) | ・ 審議 |
| 13 . 9 . 5 | ・ 答申 |